記載例（表面）

職業紹介の実績がない場合、
欄外に「実績なし」と記載。

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

1　届出受理番号　　23　-特-　123456

2　事業所名

3　活動状況（国内）

常用・臨時・日雇すべての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を**人単位**で計上

3月末日現在の有効求職者数を計上

対象期間中の求職申込件数の累計を計上。同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計

(1)　構成員のみを求人者とす

項目 / 取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人数	求人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
034 一般事務・秘書・受付の	1 人	3 人	180	50 人日	20 人	30 件	2 人	0 人	100 人日	20 人日
	人	人		人日	人	件	人	人	人日	人日
	人	人		人日	人	件	人	人	人日	人日
	人	人		人日	人	件	人	人	日	人日
	人	3 人	180	50 人日	20 人	30 件	2 人	0 人		20 人日

別紙「取扱業務等の区分表」をもとに該当する中分類の番号を記載

項目 / 取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く）	
	離職	不明
034 一般事務・秘書・受付の	1 人	0 件
	人	件
	人	件
	人	件
計	1 人	0 件

延数＝雇用期間（実働日数ではない）×人数
一の求人につき、短期間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまたがる場合は2人日となる。
（例）4月1日～5月31日の61日間の雇用期間で3名の求人があった場合、61×3＝183人日と臨時求人延数に記載

就職件数の計上について、採用の連絡があった日付で計上
（例）令和7年4月1日付け採用者の連絡を令和7年3月15日に受けた場合は、令和6年度（今回の報告）の実績として報告

(2)　構成員のみを求職者とするもの

期間の定めのない雇用契約により就職した者で就職後6ヶ月以内に離職（解雇を除く。）した者の数を計上。

今回の報告では、**令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）**に就職した無期雇用就職者のうち6ヶ月以内に離職した者の数を計上

項目 / 取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人数	求人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
					人	件	人	人	人日	人日
					人	件	人	人	人日	人日
					人	件	人	人	人日	人日
					人	件	人	人	人日	人日
計				人日	0 人	0 件	0 人	0 人	0 人日	0 人日

項目 / 取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く）	
	離職	不明
	人	件
	人	件
	人	件
	人	件
計	0 人	0 件

常用…4ヶ月以上の期間を定めて雇用されるもの
又は期間の定めなく雇用されるもの

臨時…1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用されるもの

日雇…1ヶ月未満の期間を定めて雇用されるもの

(3)　求人・求職とも構成員とするもの

項目 / 取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人数	求人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		

4、5、6欄活動状況は別紙「取扱業務等の区分表」ごとに記載。ただし、以下の職業は中分類には含まず各々記載。

a 家政婦（夫）、b マネキン、c 調理士、d 芸能家、e 配ぜん人、f モデル、g 医師（歯科医師、獣医師は除く）、
h 保育士、i 特定技能の在留資格に係る職業紹介

項目 / 取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用（6ヶ月以内／解雇除く）	
	離職	不明
	人	件
	人	件
	人	件
	人	件
計	0 人	0 件

4　活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目 / 取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職件数
		有効求人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	
		人	人	人	人	件
		人	人	人	人	件
		人	人	人	人	件
		人	人	人	人	件
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 件

相手先国ごとに業務等の区分を記載

職業紹介責任者を含んだ人数を記載

5　職業紹介の業務に従事する者の数

人

6　従業員教育

日時	従業員数	教育内容
	人	
	人	

職業紹介責任者が職業紹介業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育をうけさせた場合にその内容を記載。（外部研修も含む）
この従業員数には職業紹介責任者を含めない
なお、職業紹介責任者のみで職業紹介事業を行っており、他に職業紹介事業に従事する従業員がいない場合は記載不要
※職業紹介責任者講習受講は従業員教育に該当しない。

職業安定法第33条の３第２項において準用する

令和　　年　　月

⑧氏名又は名称

厚生労働大臣　殿

氏名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載

事業主印押印不要